

宿 泊 約 款

令和4年4月1日

国民宿舎サンライズ九十九里

本約款の適用

第1条 当国民宿舎サンライズ九十九里（以下「サンライズ九十九里」という。）の締結する宿泊約款及びこれに関連する契約はこの約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または慣習によるものとします。

宿泊引受けのお断り

第2条 サンライズ九十九里は、次の場合は、宿泊のお引受けをお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申込がこの約款によらないものであるとき。
- (2) 客室に余裕のないとき。
- (3) 宿泊しようとする人が宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする人が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であるとき。
- (5) 宿泊しようとする人が、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
- (6) 宿泊しようとする人が法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者があるとき。
- (7) 宿泊しようとする人が、サンライズ九十九里もしくはサンライズ九十九里従業員に対して暴力的要求行為を行ったとき。
- (8) 宿泊しようとする人が伝染病の疾患又は、精神に異常があると認められるとき。
- (9) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (10) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由があるとき。
- (11) 宿泊しようとする者がインターネット予約システムを利用し、みだりに予約、キャンセルを繰り返し、当館に著しく迷惑を及ぼしたことが明らかになった場合。
- (12) 宿泊しようとする人が、泥酔等で他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (13) その他、当館が不相当と判断する行為をした場合。

氏名等の明告

第3条 サンライズ九十九里は、宿泊予約の申込みをお引受けするに当たり、その予約申込者に対して次の事項の明告を求めることがあります。

- (1) 宿泊者の住所、氏名、性別、職業（勤務先）
- (2) その他サンライズ九十九里が、必要と認めた事項。

予約金

第4条 サンライズ九十九里は、予約の申込みをお引受けした場合には、期限を定めて、予定利用料を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。

- 2 前項の予約金は、次条に定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

予約の解除

第5条 予約の申込者が予約の全部又は一部をキャンセルする際は利用日を除くキャンセルポリシーを別表のとおりとさせていただきます。

- 2 サンライズ九十九里は、宿泊者が連絡をしないで宿泊当日午後8時（あらかじめ到着時刻が明示されている場合はその時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その予約は申込者より解除されたものとして処理することがあります。
- 3 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしなかったことが、列車、バス等公共の運輸機関の不着、遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることが明らかなき場合は、第1項の違約金はいただきません。

	NO SHOW	当日	前日	2~3 日前	4~7 日前	8~14 日前	15~30 日前
1~9 名	100%	100%	50%	30%	10%	-	-
10~30 名	100%	100%	50%	30%	20%	-	-
31~100 名	100%	100%	80%	50%	30%	10%	
101 名~	100%	100%	80%	50%	30%	20%	10%

- (注) 1. 基本宿泊料金（室料+朝・夕食料）に対して適用されるパーセンテージとなります。
2. 連泊予約について、すべての宿泊日を同日に取消した場合にはそれぞれの宿泊日ごとに上記の取消料がかかります。
3. 連泊予約について、一部の宿泊日を取消した場合には、取消した日数にかかわらず1日分の取消料がかかります。取消料率の基準は、取消した宿泊日の最初の日にかかる取消料を適用します。
4. 予約人数の一部取り消しについては、上記取消料に基づく取消料がかかります。

第6条 サンライズ九十九里は、他に定める場合を除くほか、次の場合には予約を解除することがあります。

- (1) 第2条第3号から第11号までに該当することとなったとき。
- (2) 第3条によって明告された事項が、故意に歪曲されたと認められたとき。
- (3) 第4条第1項の予約金の支払いを請求した場合において期限までにその支払いがないとき。
- 2 サンライズ九十九里は、前項の規定により、予約を解除したときは、その予約についてすでに收受した予約金があれば返還します。

宿泊の登録

第7条 宿泊者は宿泊当日サンライズ九十九里のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊者の住所、氏名、性別、職業、年齢。
- (2) 出発日及び時刻。
- (3) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日。
- (4) その他サンライズ九十九里が必要と認めた事項。

客室の利用時間

第8条 宿泊者がサンライズ九十九里の客室を利用できる時間は、宿泊当日の午後3時から次の日の午前10時までとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用時間をこえて客室の利用に応じることがあります。この場合においては、別途追加料金を申し受けます。
- 3 サンライズ九十九里の門限は午後10時とします。

営業時間

第9条 サンライズ九十九里の各施設の営業時間は、次のとおりとします。

- (1) レストラン『はまゆう』（2階）

夕食—午後5時30分から午後9時（ラストオーダー8時30分）まで。

朝食—午前7時から午前9時30分（ラストオーダー9時）まで。

昼食—午前11時30分から午後2時（ラストオーダー1時30分）まで。

- (2) お土産売店『MAKANA』（1階）

午前7時30分から午後8時30分まで。

- (3) 入浴（4階）

宿泊当日—午後3時から午前0時まで。

宿泊翌朝—日の出の時刻の30分前から午前10時まで。

- 2 前項の時間は、臨時に変更することがあります。

利用料の支払い

第10条 利用料等の支払いは通貨又はサンライズ九十九里が認めた有価証券及びクレジットカードにより宿泊者の出発の際、又はサンライズ九十九里が請求したときは、サンライズ九十九里のフロントにおいて精算を行っていただきます。

- 2 宿泊者が客室の使用を開始したのち、任意に宿泊しなかった場合においても利用料等は申し受けます。

利用心得の遵守

第11条 サンライズ九十九里の利用者は、別に定める利用心得に従っていただきます。

宿泊継続の拒否

第12条 サンライズ九十九里は、お引受けした宿泊期間中においても、次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第2条第3号から第11号までに該当することになったとき。
- (2) 前条の利用心得に従わないとき。

寄託物等の取扱い

第13条 宿泊者がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、サンライズ九十九里はその損害を補償しません。ただし、現金及び貴重品については、サンライズ九十九里がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊者がそれを行わなかったときは15万円を限度としてその損害を賠償します。

- 2 宿泊者がサンライズ九十九里にお持込になった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、サンライズ九十九里の故意又は、過失による滅失、毀損等の障害が生じたときは、サンライズ九十九里はその損害を賠償します。ただし、宿泊者からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、サンライズ九十九里に故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度としてその損害を賠償します。

宿泊者の手荷物又は携帯品の保管

- 第14条** 宿泊者の手荷物が、宿泊に先立ってサンライズ九十九里に到着した場合は、その到着前にサンライズ九十九里が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊者がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
- 2 宿泊者がチェックアウトした後、宿泊者の手荷物又は携帯品がサンライズ九十九里に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明した時は、サンライズ九十九里は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示が無い場合又は所有者が判明しない時は、発見日を含め7日間保管し、その後、最寄の警察に届けます。
 - 3 前2項の場合における宿泊者の手荷物又は携帯品の保管についてのサンライズ九十九里の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

駐車の実任

- 第15条** 宿泊者がサンライズ九十九里の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、サンライズ九十九里は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、サンライズ九十九里の故意又は過失によって損害を与えた時は、その賠償の責めに任じます。

宿泊の実任

- 第16条** サンライズ九十九里の宿泊にかかわる責任は、宿泊者がサンライズ九十九里のフロントにおいて宿泊の登録を行ったときに始まり、出発するため客室をあけたときに終わります。
- 2 サンライズ九十九里の責に帰すべき理由により、宿泊者に客室の提供ができなくなったとき、天災その他の理由により困難な場合を除きその宿泊者に類似の条件による他の宿泊施設を斡旋することがあります。この場合には客室の提供ができなくなった日の宿泊料等を含みその後の宿泊料はいただきません。

宿泊者の責任

- 第17条** 宿泊者がサンライズ九十九里の施設及び設備等を破損又は紛失した場合は弁償していただきます。